

判決年月日	平成 2 5 年 8 月 9 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）第10412号		
○ 発明の名称を「化粧用チップ」とする発明の拒絶査定不服審判不成立審決について、審決には同発明と引用発明との相違点を看過した誤りがあるとして、審決を取り消した事例。			

（関連条文）特許法29条2項

本件は，原告が，発明の名称を「化粧用チップ」とする発明（本願発明）についての拒絶査定不服審判不成立審決の取消しを求めた事案である。原告は，審決には本願発明と引用発明との相違点の看過及び相違点に係る構成の容易想到性の判断の誤りがあると主張した。

本判決は，次のとおり，審決には本願発明と引用発明との相違点を看過した誤りがあり，この誤りは審決の結論に影響を及ぼすものであると判示して，審決を取り消した。

1 本願発明の「化粧用チップ」は，まぶたや二重の幅にアイシャドー等を付するために，化粧料を面状に付着させたり，塗布したり塗り広げたり，ぼかしてグラデーションを作るなどするための化粧用具の先端部であると共に，これを目の際に使用して線状のアイラインを描くためにも用いることができるものであるのに対し，引用発明の「アイライナーの芯」は，まぶたの生え際（目の際）に線状のアイラインを描くためにのみ使用する化粧用具の先端部であり，本願発明の「化粧用チップ」のように，化粧料をまぶたや二重の幅に面状に塗布したり塗り広げたりして，アイシャドー等を付するとの機能を備えた用具の先端部ではない点で異なる。したがって，化粧用チップとアイライナーの芯とは，一部において用途が共通するとしても，その主たる用途は異なるものであり，これを化粧用具の先端部として同一のものとみることはできない。

してみると，審決が，引用発明の「アイラインを描くためのアイライナーの芯」が，文言の意味，形状又は機能からみて本願発明の「化粧用チップ」に相当すると判断し，これを本願発明と引用発明との相違点として認定せずに，両者は，「塗布部先端の端縁部を線状又は面状にしてなる化粧用チップ」である点で共通すると認定したことは誤りである。

2 化粧用チップと異なり線状にアイラインを描くとの機能のみを奏する「アイライナーの芯」の塗布部先端の形状を，まぶたや二重の幅に化粧料を面状に塗布したり，これを塗り広げるなどしてアイシャドー等を施すとの機能を奏する化粧用チップの塗布部先端の形状として転用し得るものか否かは直ちには明らかではなく，本来であるならば，審決は，このような相違点も踏まえて容易想到性についての判断をすることを要するのに，これをせずに，アイライナーの芯と化粧用チップとの上記相違点を看過して容易想到性の判断をしたものである。よって，審決の上記相違点の看過は，審決の容易想到性の判断に実質的な影響を与える誤りであるといわざるを得ず，審決は取消しを免れない。